

現場代理人の常駐義務を緩和します

茨城県南水道企業団では、東日本大震災の影響や現下の厳しい経済情勢を踏まえ、現場代理人不足が懸念されることから、試行的に現場代理人の兼務について常駐要件を緩和して運用することとします。

1 現場代理人兼務の取扱い

- (1) 予定価格が2500万円（税込）未満の工事であることとします。
- (2) 2件までの建設工事等で、工事現場が同一市内にあり、国や地方公共団体等の発注工事で、発注者が認めている場合は兼務できることとしますので、事前に両発注者に確認願います。
- (3) 現場代理人が現場を離れる場合は、あらかじめ届け出た連絡員を現場に常駐させなければならないものとします。
- (4) 現場代理人は常時連絡を取れる体制を保ち、一方の現場に偏ることなく、適切に現場を管理すること。

2 現場代理人兼務の届出

工事請負者は、現場代理人の兼務を希望するときは、「現場代理人兼務届」（様式1）を、契約日より5日以内に工事発注担当課に提出すること。
尚、現場代理人が別工事で兼務を行う場合には、速やかに「現場代理人兼務届」を、当企業団工事発注担当課に提出すること。

3 注意事項

- (1) 現場代理人兼務届に虚偽があった場合、又は担当課長が現場体制上不都合と判断した場合は承認を取り消します。
- (2) 兼務にかかわる工事において、安全管理の不備による事故の発生その他現場体制上の不備が発生した場合は、兼務の承認を取り消します。
- (3) 1件の契約額が変更により2500万円（税込）を超えた場合は承認を取り消します。
- (4) 発注者の判断により、現場代理人の兼務を認めない場合があります。
- (5) (1)・(2)で代理人兼務の取消処分の対象となった場合は、その後の当該請負者に係る工事においては、原則として兼務を認めないものとします。

4 適用

平成23年11月16日以降の契約締結に係る工事に適用することとし、建設工事請負契約書第11条第2項の規定にかかわらず、当分の間、試行的に実施するものとします。

現場代理人兼務届

平成 年 月 日

茨城県南水道企業団

企業長 殿

住 所

氏 名

下記工事について、現場代理人兼務届を提出いたします。

なお、兼務する工事について、安全管理及び工程管理に万全を期し、施工することを誓約いたします。

1	工 番	
2	工 事 名	
3	工 事 場 所	
4	請 負 金 額	
5	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
6	現場代理人氏名	連絡先
7	連 絡 員 名	連絡先

(上記現場代理人が現在従事中の工事、又は新たに従事する工事)

1	工 事 名	
2	工 事 場 所	
3	請 負 金 額	
4	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
5	発 注 機 関	
6	担当部署連絡先	